

一般財団法人自動車検査登録情報協会
自動車検査登録情報提供サービス 提供時間に関する細則

- 第1条 目的
第2条 提供時間
第3条 提供の制限
第4条 提供時間の変更
附則

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」といいます。）自動車検査登録情報提供サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）第14条に基づいて、その提供時間に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(提供時間等)

第2条 自動車検査登録情報提供サービスの提供時間等は、次の通りです。

区 分	時 間
平日、土曜日、日曜日、祝日	午前5時～午後10時30分 ^{注1}
年末年始（12月29日から1月3日） メンテナンス日 ^{注2}	休止（休業日）

注1 ジャーナルサービスの抽出ファイルを配信にて提供（平日のみ）する場合は、午後6時～翌朝9時までの時間帯の配信となります。

注2 メンテナンス日は、緊急メンテナンスを除き、事前にお知らせします。

(提供の制限)

第3条 自検協は、第2条に規定する提供時間内であっても、利用規約第30条の規定により、自動車検査登録情報提供サービスの提供を制限することがあります。

(提供時間の変更)

第4条 自検協は、自動車検査登録情報提供サービスの提供時間を変更することがあります。

2 自検協は、必要に応じて第2条に規定する提供時間以外にも、自動車検査登録情報提供サービスを提供することがあります。

附則

本細則は、平成20年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成24年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成25年11月9日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成29年1月4日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、令和5年1月4日から効力を発するものとします。